

お知らせ

# なんたん

発行

南丹市

第321号

令和元年  
5月24日発行

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

## 目次(ページ)

- ・お知らせ(1~4)
- ・人材募集(4)
- ・相談会(5)
- ・子育て支援(催し)(5~7)
- ・催し(8~11)
- ・日吉地域情報(11)
- ・なんたんテレビ番組表(12)

## お知らせ

### 住宅用火災警報器の維持管理について

園部消防署では6月1日を「住宅用火災警報器の日」と定めています。設置推進と維持管理などについて、次のことをお願いします。

- ・住宅用火災警報器をまだ取り付けていないご家庭は、大切な命を火災から守るため、必ず設置してください。
- ・住宅用火災警報器は全ての箇所(寝室、階段、台所)に設置してください。
- ・既に設置しているご家庭は、点検ボタンまたは、点検ヒモで作動テストを行い、維持管理に努めましょう。
- ・設置後10年を経過すると、住宅用火災警報器は、電池または本体の交換が必要になりますのでご注意ください。

園部消防署予防課予防係  
☎(0771)62-0119

## 南丹市誇りと絆の賑わい商店街づくり事業

南丹市内の商店街の活性化を図るための取り組みに対して、交付金を交付します。

- 受付期間** 平成31年4月15日から随時
- 対象団体** 南丹市内を拠点として活動する、南丹市商工会に所属する3店舗以上で組織された団体
- 対象事業** ①賑わい創出事業：地域交流型事業(市外地域との交流を含む)  
②販売促進事業：商店街へ来街し、消費を促進させるための事業  
③情報化促進事業：新しい街の魅力を創造し、市民への情報発信を行う事業  
④顧客サービス強化事業：時代のニーズに応える商店街づくりのための事業  
⑤コミュニティ機能強化事業：商店街と地域住民の交流を増加させる事業
- 交付金の上限額**
  - ・21店舗以上：40万円
  - ・11~20店舗：30万円
  - ・3~10店舗：20万円
- その他**
  - ・交付金の交付は、当該年度につき1団体1事業とします。
  - ・交付申請書提出順に受け付け、予算の範囲内で交付します。
  - ・交付申請書に、団体の概要、事業計画書、事業経費計画書、構成員の名簿、その他市長が必要と認める書類を添付してください。また事業完了後30日以内に実績報告書を提出してください。
  - ・詳細はお問い合わせください。

商工課

☎(0771)68-1008

✉syoukou@city.nantan.lg.jp

## 経済センサスー基礎調査実施に係るご協力について

令和元年6月1日を基準日として、経済センサスー基礎調査が全国一斉に行われます。

この調査は、商店や工場、営業所、事務所、学校、病院などすべての事業所および企業が対象となる大規模な統計調査であり、調査結果は、地域開発や都市計画など私たちの生活をより良くするために必要な基礎資料となります。

それぞれの事業所及び企業へ、6月中頃から7月上旬までにかけて「調査員証」を携行した調査員がお伺いしますので、調査へのご協力をお願いします。対象地域は、日吉・美山地域です。

なお、調査内容については、統計法に規定された目的以外には決して使用しませんので、正確なご記入をお願いします。

商総務課 ☎(0771)68-0002 ☎(0771)63-0653